仙台市マンション防災コミュニティ支援

「防災」をテーマに居住者同士の交流のきっかけづくりを支援します。

防災活動。まずは、興味のあることから、はじめてみませんか?



~ 各支援メニューの概要・お問い合わせ先は裏面をご覧ください。

支援メニュー	概要	お問い合わせ先
1 マンションの 防災マニュアルを 見てみよう	【マンション防災マニュアル作成支援専門家派遣事業】 仙台市が専門家を派遣し、「防災マニュアルの作成」、「防災活動の手法や手続き」、「防災活動に関する住民間の合意形成」などについて、適切な助言や情報提供等を行います。	都市整備局 住宅政策課 022-214-8306
2 専門家を呼んで	【仙台市防災・減災アドバイザー】 管理組合や理事会の研修会などに、各種メディアを通じ災害への備えについて発信する「仙台市防災・減災アドバイザー」を 講師として、近には、	危機管理局 減災推進課 9 9 022-214-3109
防災・減災を学ぼう	【市政出前講座】 仙台市より、防災・減災、消防に関する地域での研修会などに職員を派遣し、災害への備えなどについて分かりやすく説明しています。 (テーマ)家庭における火災予防/家庭等における地震対策みんなで取り組む水の確保/自主防災組織の活動等	市民局 広聴課 022-214-6132
3 災害VR(バーチャルリアリティ) を体験しよう	【せんだい災害VR(バーチャルリアリティー)】 VRによる災害体験を通じた、体験型の防災学習です。 地域や各種団体の防災研修会等に専門スタッフを派遣し、仮 想現実による疑似体験を用いて各種災害に対する備えや具体 的な対応方法等を説明します。 地震や内水氾濫等の自然災害の予兆(前触れ)や発災の様子 などを、臨場感あふれる360度の立体映像と音響で疑似体験 することができます。	公益社団法人 仙台市防災安全協会 022-347-3153 (受付:火·金 9時~16時30分)
4 防火・防災訓練をしよう	【自主防災組織の結成】 自主防災組織とは、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき、町内会等を単位に住民同士で結成する防災組織です。 結成することで防災用品の助成を受けたり(自主防災組織を結成した町内会が対象)、消防署の支援を受けることができます。結成の届出は各消防署で受け付けています。 【訓練内容等の相談】 はじめて防火・防災訓練・・・どんな訓練をすればいいのか等お困りではありませんか。 訓練を計画するにあたってのご相談を、各消防署で受け付けています。	【自主防災組織の結成や訓練に関するお問い合わせ】 青葉消防署予防課 234-1121 宮城野消防署予防課 284-9211 若林消防署予防課 282-0119 太白消防署予防課 244-1119 泉消防署予防課 373-0119 宮城消防署予防係 392-8119
	【訓練用資機材の貸し出し】 訓練用水消火器を使ってみるなど、楽しい雰囲気の中で、レク リエーションとして参加してもらえるような訓練をしてみませんか。 【防火・防災DVDの貸し出し】 防火・防災についての知識を深めていただくため、防火・防 災DVDの貸し出しを行っています。 詳しくは仙台市ホームページをご覧ください。	【防火・防災DVDの 貸し出しについて】 (仙台市HP)
5 非常食の試食や 簡易ベッドを体験 してみよう	【防災訓練での非常食の提供】 各避難所等に備蓄している災害救助物資のうち、更新の際に各避難所等から回収したアルファ米等を、防災訓練用物資として提供しています。(数に限りがあります。) 【簡易ベッドの貸し出し】 避難所での生活の際、冷たい床に直接寝ることもなく、エコノミークラス症候群予防にもなると言われています。 防災訓練などで、実際に使ってみたいという方は、ご相談ください。	各区 区民生活課 青葉区・・・(代)225-7211 宮城総合支所(まちづくり推進課) ・・・(代)392-2111 宮城野区・・・(代)291-2111 若林区・・・(代)282-1111 太白区・・・(代)247-1111 秋保総合支所(まちづくり推進課) ・・・(代)399-2111 泉区・・・(代)372-3111
6 分譲マンションの耐震化	【仙台市分譲マンション耐震化事業】 マンションの耐震化に取り組む管理組合等に対する支援として、専門家の派遣や、耐震診断・耐震改修工事補助事業を行っています。	都市整備局 住宅政策課 022-214-8306
7 止水板等の 設置工事費補助	【止水板等設置補助制度】 止水板等を設置する場合に、市が費用の一部を補助します。 [補助条件]・・・・雨水の下水道事業計画区域のうち、過去に浸水被害が発生し、現に居住者が住んでいるマンションを所有している方。 敷地や建物内に雨水が入らないようにする施設であること。 [補助額]・・・・止水板等の設置工事費総額の2分の1(限度額50万円)	建設局 下水道北管理センター (青葉区・泉区) 022-373-0902 建設局 下水道南管理センター (若林区・宮城郡区・太白区) 022-746-5061